

介護職員等特定処遇改善加算について

令和3年6月

社会福祉法人こしば福祉会の介護職員等の特定処遇改善加算の取得と改善の取組み状況について公開します。

1 加算の算定状況

介護保険サービス

事業所名	サービス名	加算区分
介護老人保健施設トマト	介護老人保健施設	加算Ⅰ
介護老人保健施設トマト	(介護予防) 短期入所療養介護	加算Ⅰ
介護老人保健施設トマト	通所リハビリテーション	加算Ⅰ
介護老人保健施設トマト	(介護予防) 通所リハビリテーション	加算Ⅰ
ヘルパーステーショントマト	訪問介護	加算Ⅱ
ヘルパーステーショントマト	訪問介護 (総合事業)	加算Ⅱ

2 賃金等の改善状況

これまでの処遇改善加算については、介護職員（パート職員も含む）に対して定期昇給・特別昇給、夜勤手当の増額、遅番・早番の手当、年末年始手当、特別助成金として支給してきました。

令和元年10月からは特定処遇改善加算が創設されたことから、概ね次の基準により3つのグループに区分し、昇給、特別助成金、賞与への加算等により令和元年12月から支給しています。

- ① 介護職員のうち介護福祉士資格を取得して10年かつ当会に勤続10年の者
- ② ①に該当しない介護職員
- ③ 介護職員以外の職員

この結果、令和2年度は次の通り賃金改善が実施された。

- ・ 処遇改善加算による賃金改善 16,576,422 円
- ・ 特定処遇改善加算による賃金改善 9,620,804 円

3 環境改善等の取組み

(1) 資質の向上

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する各たん吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修等に対する受講支援

(2) 労働環境・処遇の改善

- ・ ICT活用による業務省力化
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇の創設

(3) その他

- ・ 非正規から正規職員への転換